

議案第 44 号

和解及び損害賠償額の決定について

下記のとおり、和解及び損害賠償を決定するため、議会の議決を求める。

記

1 事故の概要

国の定める令和6年度水田活用の直接支払交付金のうち、加工用米を複数年契約した面積に対して支払われる交付金 693,600 円が、町農業政策課職員が兼務する利根町地域農業再生協議会の事務手続きの誤りにより農家へ交付されなかった。

2 和解の相手方

3 和解条項

- (1) 町は、相手方に対し、損害賠償金として、693,600 円支払う。
- (2) 町及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権義務を有しない。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

令和7年6月2日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案する。